

# 一般社団法人日本火葬技術管理士会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本火葬技術管理士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、神奈川県川崎市に置く。

(目的)

第3条 本会の目的は、次のとおりとする。

火葬場の近代化の推進並びに火葬技術管理士の資質の向上と社会的地位の向上を図り、もって火葬事業の健全な発展に寄与すること。

(事業)

第4条 本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 火葬業務・火葬設備に関する調査研究
- (2) 火葬業務従事者の労働環境及び賃金体系の調査研究
- (3) 機関誌の発行
- (4) 研修会、セミナー、講演会の開催
- (5) 会員相互の情報交換及び親睦
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(機関)

第5条 本会は、総会及び理事のほか、次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 監事

(公告方法)

第6条 本会の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

## 第2章 会員

(会員の種類)

第7条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(3) 特別会員

(会員の資格等)

第8条 会員の資格、議決権等は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同して入会を希望する特定非営利活動法人日本環境斎苑協会が認定する火葬技術管理士の資格を有する個人で、理事会において承認されたものとする。正会員は、総会において各1個の議決権を有する。
- (2) 賛助会員：前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力し或いは本会の発展を助成しようとする法人・団体・個人で、理事会において承認されたものとする。賛助会員は、議決権を有しない。
- (3) 特別会員：前2項に該当しないもので、火葬事業に関する学術経験者、本会に功労のあった者で、理事会の推薦した個人とする。特別会員は、議決権を有しない。

(入会)

第9条 本会に入会を希望する正会員及び賛助会員は、本会総務部門に申し込みをなし、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第10条 会費は、年会費とし、次に記載の額を事業年度開始後3か月以内に所定の口座へ納入しなければならない。

- (1) 正会員 5,000円
- (2) 賛助会員 30,000円

(退会)

第11条 会員は、いつでも退会届を提出して退会することができる。

2. 会員が年度の途中で退会した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。会員が会費納入前に退会を届けた場合であっても当該事業年度の会費は納入しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の体面を傷つけ、又は趣旨に反する行為のあったとき
  - (2) 会費の納入義務を納入期限から起算して90日以上履行しないとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 会員を除名するときは、その会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
  3. 第1項の決議に基づき、会員を除名した場合は、その会員に対し、除名した旨の通知をしなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡または消失したとき
- (2) 総正会員の同意があったとき

### 第3章 社員総会

(構成)

第14条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の各号に定める事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 本会解散及び残余財産の処分の決定
- (7) その他特に重要な事項

(総会の種類)

第16条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(定時総会)

第17条 定時総会は、毎年5月に開催する。

(臨時総会)

第18条 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2. 正会員の議決権の3分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。
3. 前項の場合の臨時総会は、その請求があった日から30日以内に招集しなければならない。
4. 総会を招集するには、会長は、総会の日から10日前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、会長とする。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会の議長となる。

(決議)

第21条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

3. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 会長、正会員たる議事録作成人及び議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第24条 本会には次の役員及び顧問を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 10名以内(会長、副会長を含む。)

(4) 監事 2名以内

(5) 顧問 若干名

2. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3. 役員は、正会員であることを要する。

4. 前項の規定にかかわらず、監事及び顧問は正会員であることを要しない。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その業務執行に係る職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、理事会に出席して、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし再任を妨げない。
3. 前2項の規定に関わらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
4. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によって退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会で定める総額の範囲内で報酬として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第31条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事で構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 本会の運営
- (4) 事業計画及び収支予算の設定及び変更
- (5) 会長及び副会長の選任及び解職
- (6) 総会から委任された事項及び総会に提出すべき議題の審議処理

(理事会の開催)

第34条 本会の理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

(定例理事会)

第35条 定例理事会は、5月、10月、1月の年3回開催する。

(臨時理事会)

第36条 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
3. 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の請求があるとき、開催することができる。
4. 前項の理事の請求があるときは、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
5. 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の10日前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
6. 第4項及び前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催ができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 財産及び会計

(事業報告及び決算)

第41条 事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3. 会長は、毎事業年度終了後5月に開かれる定時総会の日々の2週間前までに第1項の書類を事務局に備え置かねばならない。

4. 会長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、これを拒んではならない。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収入)

第43条 本会の経費は、会費、寄附金、補助金その他の収入をもってこれにあてる。

## 第7章 管理

(議事録等の保管)

第44条 本会は、総会議事録及び委任状を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、規則、規程、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

2. 会長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくしてこれを拒んではならない。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 本会は、総会の決議によって定款を変更することができる。

## 第9章 解散及び清算

(解散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算人)

第47条 前条による解散に際して、清算人を総会において選任する。

(清算人の義務)

第48条 清算人は、財産目録等を作成し、総会においてその承認を受けなければならない。

(解散後の会費徴収)

第49条 本会は、解散後であっても総会の決議を経て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

(剰余金の処分制限)

第50条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会を清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局)

第52条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

(職員)

第53条 事務局には事務局長1名、その他の職員を置くことが出来る。

(職員の任命)

第54条 事務局長、その他の職員は、理事会の決議を経て会長が任命する。

(権限)

第55条 事務局長は、事務局を統轄する。

## 第11章 雑則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第12章 附則

(設立時の役員)

第57条 本会の設立時の理事、監事及び代表理事は次のとおりとする。

設立時理事	栗山	茂
設立時理事	三木	求
設立時理事	玉寄	将
設立時理事	古谷	孝雄



設立時理事 築地 孝  
設立時理事 久保 芳達  
設立時理事 八幡 正  
設立時理事 原 峰也  
設立時理事 渡部 彰  
設立時理事 西村 正司  
設立時監事 鈴木 治吉  
設立時監事 森山 雄嗣

設立時代表理事 栗山 茂

(設立時の社員の住所、氏名)

第58条 設立時社員の住所、氏名は次のとおりである。

設立時社員 栗山 茂  
設立時社員 三木 求  
設立時社員 玉寄 将  
設立時社員 古谷 孝雄  
設立時社員 築地 孝  
設立時社員 久保 芳達  
設立時社員 八幡 正  
設立時社員 原 峰也  
設立時社員 渡部 彰  
設立時社員 西村 正司

(最初の事業年度)

第59条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成28年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本火葬技術管理士会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士 半田 晶彦は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 年 月 日

設立時社員 栗山 茂  
設立時社員 三木 求

設立時社員	玉寄	将
設立時社員	古谷	孝雄
設立時社員	築地	孝
設立時社員	久保	芳達
設立時社員	八幡	正
設立時社員	原	峰也
設立時社員	渡部	彰
設立時社員	西村	正司

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 半田 晶彦